

益城町審議会等の会議及び会議録の公開に関する実施基準

1 目的

この実施基準は、「益城町審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、審議会等の会議及び会議録を公開するために必要な事項を定め、公正で透明性の高い開かれた行政活動を推進することを目的とする。

2 審議会等の会議の公開

(1) 審議会等の会議（以下、「会議」という。）の公開基準

会議は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

- ① 益城町情報公開条例（平成13年益城町条例第12号）第7条各号に定める不開示情報を含む場合
- ② 会議を開くことにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(2) 会議の公開等の決定

会議の公開又は非公開の決定は、前記「(1) 審議会等の会議の公開基準」に基づき、当該審議会等が決定することとする。ただし、会議を非公開と決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(3) 会議の傍聴

会議の全部を非公開とすると決定した審議会等以外は、希望者に会議の傍聴を認めるものとする。会議の一部を非公開とすると決定した審議会等は、非公開の審議等を行う場合に限り、会議の傍聴を認めないあるいは傍聴する者（以下、「傍聴人」という。）に一時退席を求めることができる。

会議の傍聴に関する基準は、概ね次のとおりとする。

① 傍聴ができない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- ・人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- ・ビラ、プラカード、旗又は笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

- ・酒気を帯びていると認められる者
- ・上記に掲げるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

② 傍聴の遵守事項

会議の傍聴人に対して、次に掲げる事項を守り、審議会等の長の指示に従い静穏に傍聴するよう求めることができる。

- ・会議での言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表現しないこと。
- ・私語、談笑その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
- ・はり紙を行い、旗又は垂れ幕の類を掲げる等の示威行為をしないこと。
- ・飲食又は喫煙をしないこと。
- ・写真撮影、録画、録音等をしないこと。（ただし、審議会等の長の許可を受けた場合は除く。）
- ・上記に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の運営に支障となる行為をしないこと。

③ 傍聴人の退場命令

審議会等の長は、傍聴人が前記「②傍聴の遵守事項」の規定に違反したときは、当該傍聴人に対して退場を命ずることができる。

④ 傍聴手続

- ・傍聴希望者が傍聴定員を超えたときは、先着順又は抽選によることができる。
- ・傍聴人に対しては、傍聴席及び会議資料を用意する。ただし、当該資料の中に不開示情報が記載されている場合は、資料の全部又は一部を配布しないことができる。
- ・傍聴人は、受付名簿により記載することとする。

3 審議会等の会議録の公開

（1） 審議会等の会議録（以下、「会議録」という。）の作成

審議会等の事務局（所管課）は、会議終了後、すみやかに会議録を作成しなければならない。

（2） 会議録の公開基準

会議録は、原則公開とする。なお、当該審議会等の公正かつ円滑な運営に支障をきたさないよう、あらかじめ公開する会議録の全部若しくは一部（発言した委員名の削除等）、又は要旨のいずれにするのか、その他関係資料の公開・非公開等についても決定する。

（3） 会議録の公開方法

会議録は、会議終了後概ね1か月以内に、町ホームページ等により公開するものとする。

4 答申結果の公開

町長から諮詢された審議会等で、その審議が終了し答申が行われた場合は、その内容を速やかに町広報紙若しくは町ホームページにより、公開するものとする。

5 適用

この実施基準は、平成26年11月11日から適用する。